

富士見市国民健康保険税条例の一部改正について

1 概要

埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ保険税率の改定をするため及び課税限度額を地方税法施行令で規定されている額と同額とするため、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 保険税率の改定について

埼玉県国民健康保険運営方針の保険税水準の統一の趣旨を踏まえて、保険税率を埼玉県が提示する標準保険税率に近づけるために、令和7年度に引き続き改定するものです。

①税率

保険税率を下表のとおり改定します。

区分	所得割率	被保険者均等割額
基礎課税額	8.23%	42,200 円
後期高齢者支援金等課税額	2.64%	14,000 円
介護納付金課税額	2.18%	16,300 円

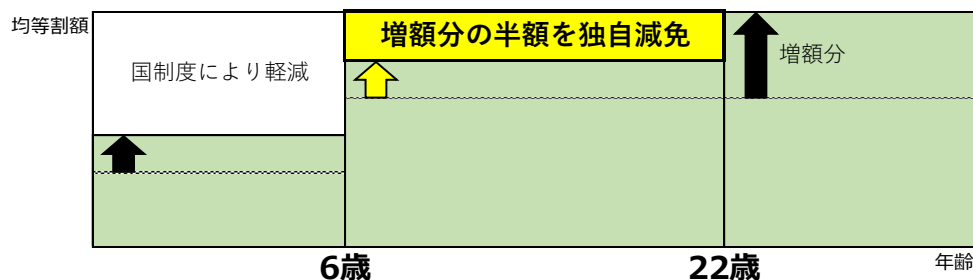
(参考：現在（改定前）の保険税率)

区分	所得割率	被保険者均等割額
基礎課税額	7.49%	34,300 円
後期高齢者支援金等課税額	2.42%	11,500 円
介護納付金課税額	1.94%	14,900 円

②子育て世帯に係る国民健康保険税の減免の特例

今回の税率改定に関して、子育て世帯に係る税額の激変緩和措置として、令和8年度に限り、国民健康保険税の減免制度を創設する。

- ・年齢6歳から22歳までの加入者分の均等割額の一部（税率改定による差額の半額）を減免する。
- ・世帯所得500万円（給与収入の場合約680万円）以下の世帯を対象とする。



(2) 課税限度額の改定について

地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の法定限度額が改定されました。本市においても、中間所得層への負担増を緩和しつつ増収を図るために、課税限度額を改定するものです。

①課税限度額

- ・基礎課税額分 65万円 → 66万円
- ・後期高齢者支援金等分 24万円 → 26万円

②参考

ア 近年の課税限度額の推移

本市の課税限度額					※参考
年度	医療分	支援分	介護分	合計	法定限度額
平成 29	52 万円	17 万円	16 万円	85 万円	89 万円
平成 30	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円	93 万円
令和元	58 万円	19 万円	16 万円	93 万円	96 万円
令和 2	61 万円	19 万円	16 万円	96 万円	99 万円
令和 3	63 万円	19 万円	17 万円	99 万円	99 万円
令和 4	63 万円	19 万円	17 万円	99 万円	102 万円
令和 5	65 万円	20 万円	17 万円	102 万円	104 万円
令和 6	65 万円	22 万円	17 万円	104 万円	106 万円
令和 7	65 万円	24 万円	17 万円	106 万円	109 万円
令和 8 (予定)	66 万円	26 万円	17 万円	109 万円	110 万円

イ 課税限度額の改正による影響①

課税項目	課税限度額	調定増見込額	課税限度額超過世帯数 (全世帯に対する割合)
医療分	65→66 万円	+3,095,100 円	320→313 世帯 (2.53%→2.47%)
支援分	24→26 万円	+4,357,900 円	241→203 世帯 (1.90%→1.60%)
介護分	17 万円	±0 円	168 世帯 (2.96%)

※令和7年12月26日時点のデータを基に試算しています。

ウ 課税限度額の改正による影響②

課税項目	R 8 税額 (課税限度額変更前)	R 8 税額 (課税限度額変更後)	調定増見込額
医療分	1,604,789,600 円	1,607,884,700 円	+3,095,100 円
支援分	528,739,000 円	533,096,900 円	+4,357,900 円
介護分	209,537,600 円	209,537,600 円	±0 円

※令和7年12月26日時点のデータを基に試算しています。

3 施行予定日

令和8年4月1日